

第三部 全体解説／パネル・ディスカッション
テーマ：「隠れた味方に気づいてもらうために。」

【パネリスト】

井崎鉄也氏（千葉市生活自立・仕事相談センター中央所長）
佐藤敏之氏（千葉県立千葉商業高等学校主幹教諭）
春陽漁介氏（脚本家・演出家）
横堀真美（法テラス千葉法律事務所代表弁護士）

【解説・コーディネーター】

渡邊大貴（法テラス千葉法律事務所常勤弁護士）



渡邊（以下敬称略）：宜しくお願い致します、渡邊でございます。それでは、早速始めて参りたいと思いますが、まず、今日、ご登壇して下さっている皆様の自己紹介と、第一部の劇をご覧頂いて、どのような感想をお持ちになったかということ、一人ずつお聞きしていきたいと思っております。それでは井崎さんから宜しくお願い致します。

井崎：千葉市生活自立・仕事相談センター中央の井崎と申します。宜しくお願い致します。劇、楽しく見させて頂きました。とてもリアルな作業をされていて、事例検討会議も行って、私どもの相談する場所が皆様に一発で分かって頂いたと思っております。普段、パワーポイントで当センターのことを説明するのですが、

劇にして頂いて、見ている方にスッと入ったと思います。

佐藤：みなさん、こんにちは。千葉市商業高校の定時制というところで英語を教えております、佐藤と申します。まず、定時制というとあまりイメージがわからない方もいらっしゃるかと思いますので、簡単にご説明させていただきますと、私が小さい頃の定時制というイメージとはちょっと違いまして、どちらかというと中学校時代に学校に行けなかった不登校の生徒が多いです。非常に大人しい、逆に言うと傷付きやすかったり、色々な面でこちらから支援等をしてあげないといけない生徒たちが非常にたくさんいます。今日は、私の学校で法教育をやらせて頂いている関係で私はここに呼ばれたと思います。今日の劇の感想ですけれども、特に印象に残ったのは、ブラック部活の影山先生の言動がやばいなという事が結構たくさんあって（笑）、パワハラの面やセクハラの面も…、結構、今、学校の現場もいろんな面で気を遣うことが非常に多いので、こういったところを一つひとつ気を付けながら我々も行動していかなければならないなと思っているところですが、実際、私も部活動の指導をしておりますので、部活動関係で云えばブラック部活動のような、なかなか難しい問題もあるのですが、生徒にとっても負担になるところもあるし、或いは場合によっては教員にも、勤務時間が長くなってしまうという、大体朝8時から勤務して夜9時、10時とか毎日ありますので、部活としては強くしたいという思いでやっている方が非常に多い訳で、その辺のバランスが難しいのかなと思います。

渡邊：ありがとうございます。ブラック部活動については、後で、少し法的なお話をさせて頂こうと思っていますので、その時にまたお願いしたいと思います。それでは春陽さん、今回、演出と脚本を手掛けて頂きましたので、どうぞ宜しくお願い致します。

春陽：はい、宜しくお願い致します。色々ありがとうございます。法律を、僕は全く知らない段階から台本に関わらせて頂いて、原案は法テラスの方に書いて頂いたものを読んで創っていったのですが、難しい言葉や知らない言葉もあって、それこそブラック部活動に関しては、こういうことがブラックになるんだって、まあ、影山先生かなり言動がひどいんですが。けど、正直、ひと昔前は当たり前にあったことだったりするじゃないですか、僕も少年野球をやっていたので、ああいうこと実際あったりして。これが今じゃあ駄目なんだなと

興味もありましたし。法テラスさんだったり、仕事自立・仕事相談センターさんに悩みを打ち明けられるという事実を知り僕らも勉強になりましたし、楽しかったですね。役者たちとも一緒に、ああ、なるほどね！と創って行って、今日、はじめて弁護士の先生と説明と交えた通しでやらせて頂いて、お芝居の中で丁寧に説明されているところが見ていてすごく楽しい時間でした。ありがとうございました。

横堀：私は、法テラス千葉法律事務所でスタッフ弁護士をしております横堀真美と申します。感想は、まず一番、野原、渡邊両弁護士があまりにも普段どおりで、舞台上で全く普段と変わらないのでむしろ若干驚きでした。気になった点としては、最後のほう、癌が大嘘だった正造さん、電話で何年も前に返済し終わっていたと思っていた借金について、返せと言われてしまったという正造さんを、私はなんとかしたくてたまらないなという気持ちでいっぱいになりました。あれに関しては、もし時効にかかってしまっていたらどうしよう、本当は時効にかかっているのに返すと約束してしまったり、ちょっとでも返してしまっていたなら、ああ、時効で消えていた借金が…、と思うと気になって仕方がなかったです。

渡邊：時効という言葉が早速出して頂いたので、そうしましたら、解説しながら振り返ってみたいと思います。

正造さんのこの先の行方について少し解説をしていきたいと思います。突然現れる借金というのが実際あるんですね、電話がかかってきて、お金が残っていますよとか、電話だけではなくてよく分からないところからハガキが来てしまったり。そういった借金問題を抱えた時にどうするか、ということがまずひとつ問題になると思います。何年も何年もずっと昔の借金をそのままにしておいて返していない、じゃあその借金を今になって返さなくてはいけないのか。返さなくてもよいというようにしくみがあります。それが時効というものになります。多くの場合は5年間、借りもしないし返しもししていない、そんなことになっていると、時効を使えば借金を返さなくてもよくなるというしくみがあります。横堀さん、実際、債務の問題の相談をよく受けるじゃないですか、時効の話とかも相談されますか？

横堀：時効については、よくあるのが、時効で消えたはずのお金について請求されて裁判を起されてしまった、という話を相談の中で受けることがあります。

渡邊：そうなんです。怖いところが、時効という制度を使えば返さなくてもよいのに、裁判を起されてしまうんですね。そうすると、裁判所からきたらこれはマズイ！とやっぱり思ってしまうと思います。それで払ってしまおうということをしてしまうと、時効という制度が使えなくなってしまう、そんなことが起こってしまいます。なので、突然現れた借金というのは、そのままにしたり、逆に簡単に返してしまったりしないで、専門家に相談に行かれるのが一番いいと思います。突然ハガキが来て、この借金は時効が使えそうだなと思ったとき、弁護士の仕事としてはどういう処理をしますかね、横堀さん。

横堀：明らかに時効ですねという場合であれば、裁判になっていない場合は、弁護士の方で、これは時効です、消滅、いわゆる消える、消滅時効を援用しますというお手紙を内容証明郵便という形で書いて相手に送ります。相手に送って反応を見るということが多いですね。

渡邊：そうなんです。内容証明郵便という特別な郵便があるんですが、それで時効という制度を使いますときちんと送っておいて、それだけでおしまいになることもあるんですね。逆にですね、それをやらずして、例えば千円だけ払ってくださいというような内容が書いてあって、千円だけ払ってしまうと、これまた時効が使えなくなってしまうことがあるんですね。

横堀：そうですね、千円だけ払ったからといって100%時効が使えないかということ厳密に云えばそうでもないのですが、それは相談してほしいんですが。基本的には、千円でも百円でも一円でも払わないでください。5年以上全然返していない債務については、払う前にまず相談してください。弁護士でも司法書士でも構いませんので法テラスの相談に来てください。

春陽：あ、ひとつ質問いいですか？借りたのに、返さないことを続ければ、時効になれるということになっちゃうんですか？

渡邊：そうですね。そこがすごく難しいんですけど、貸した側というのもお金を貸したからには取り立てをすることが通常だと思います。だけれども5年

とか10年、昔の借金をそのままにしておいたじゃないか、というような発想で、バランス感覚なんですよね。取り立てる方も取り立てれば良かったのにそのまま放置しておいたんだから、少しは我慢をしなさい、そういうような発想で時効というバランスをとるような制度ができた。そういうふうに考えると分かり易いかもしれません。

春陽：それは5年逃げ続けていたらOK、ということはマズイということですよ、当然（笑）。

渡邊：もちろん、そうなんです。今時効のお話をしましたが、時効になる前に貸している方も裁判を起こしたりやってくるとかもありますし。なので全部が全部必ずしも時効になれる、逃げ切れるという訳ではないです。

春陽：そうですね（笑）。

渡邊：そうですね。

春陽：なんか行けんのかなみたいな気持ちにちよつとなってしまって、ごめんなさい。

渡邊：いいえ、とんでもないです。私も相談を受けていて、「じゃあ逃げ切れれば勝ちですか？」と仰る方もいらっしゃるんですよ、実際に。

春陽：今、思った人（会場に）きつといるんじゃないかな。

渡邊：じゃあ逃げ切れれば勝ちと、そういう訳ではなくてね、もう5年も10年も昔の借金が残っちゃってれば、是非ともすぐ相談して、簡単に債務を、問題を減らせることができる、そういうことは覚えておいて頂けたらいいのかなと思います。

春陽：ありがとうございます。

渡邊：一方ですね、さっき正造さんの話が出てきたときに、確か…詐欺じゃないですか？という言葉が出てきましたが、横堀さん、実際、詐欺まがいのハガキとか来ることありますよね。

横堀：ありますね。専門家から見ると文章読むと明らかに詐欺だろうと分かる

こともあるのですが、ぱっと見、きちんとしたありそうな機関の名前を名乗ったハガキなんかを送られて来ることがあります。そういう場合について、少額だからと慌てて払ってしまおう、他の人に迷惑をかけないようにしようということで払ってしまう、そして払ってしまった後にご相談に来られる方がいます。

渡邊：詐欺まがいのものも確かに来るので、その判断に難しい時は、その場合も是非、相談に来てほしいと思います。裁判所から裁判を起こされたという時は、きちんとした特別送達という郵便で来たりもしますから。そうじゃないものは嘘かもしれない、というような見極め方も出来ると思いますので、何か届いたときには、是非相談に来てほしいなと思います。

それから、正造さんの話をしてきましたが、一つ目の事例で佐藤さんが仰っていましたが、パワハラ問題について、今朝、NHKニュースで、朝7時くらいにやっていたのでご覧になっていた人もいるかもしれませんが、パワハラはどういうふうに定義付けしたら良いのか、ネットで検索すると出てくると思いますが、六つの類型に分かれるということが解ります。一つ目は、“身体的な攻撃”例えばテニスラケットでバシバシとやったりとか。暴力はまさに身体的な攻撃になると思います。それから二つ目は、“精神的な攻撃”これもブラック部活動のパワハラに当たると云われています。例えば劇の中で「何がエリぴよんだ、エリトン（豚）だろう。」という発言があったかと思いますが、あれはちょっとマズイですよ、あれが事実だとマズくなると思います。

佐藤さん、突然話振っちゃいますが、部活動の中で発言とかはやっぱり気を付けるものになりますか？

佐藤：部活動の生徒と公務の関係性というものもあると思うのですが、逆にあまり親しくなり過ぎてしまうと、友達感覚でそんなことも言うてしまうケースもあるかもしれないですね。そうすると生徒の捉え方もあるのだろうと思いますが、実はただ単なる顧問として普段は従っているだけなので、「そこまで言われるとなんだ！」と反感みたいなものが出てくると、それがパワハラとか、セクハラとかになってしまったり。今、学校では、セクハラ相談員という役割を持っている教員がおりまして、当人には当然言えないような悩みはそういう

相談員に話をするという形も出来ています。

渡邊：ありがとうございます。そうなんですね、やっぱり精神的な攻撃というところでも出てきましたね。

それから三つ目は、“人間関係からの切り離し”というものです。部活の場面では、お前だけ自主練しろということで、一人だけいわゆる“はぶく”というやつですね。そういうようなものはパワハラになるだろうと云われています。四つ目というのは、“過大な要求”ということで、体力に見合わない練習を課したりですとか、そういうようなことになると過大な要求になります。五つ目の方は、“過小な要求”と言って、練習させないとか、球拾いだけしてなさいとか、そういうようなことをやってしまうのが、正にここ五つ目の過小な要求に当たると思います。六つ目は、“プライバシーの侵害”ズカズカとプライバシーのところに入っていき、今度の休み空いている？だとか、そういうようなことになってしまうと、正にパワハラに当たるだろうと考えられています。六つの観点からパワハラになってしまうだろうか、ならないだろうか、そういうようなことを考えていくというのが指針になっているようなので、覚えておいて頂けたら、いろいろニュースとかで出て来たときに考えられるかなと思います。

あともうひとつだけ、影山さんがSNSの書き込みをされてしまっていたということがあったんだと思います。SNSの書き込みがどんどん放置してしまうと拡散して行ってしまうという、そんなことになると思うのですが、この言葉だけ、是非今日覚えておいて頂けたらと思います。やっぱり、SNSとかインターネットの問題って難しい、何をしたらいいのかよくわからない、ということがよく聞かれるのですが、書かれてしまったものは、“残して消す”というこのキーワードだけは覚えて頂ければいいと思います。残して消すってなんだ矛盾しているじゃないかと思われるかもしれませんが、実は大事なことでして、残すといのは、先程の劇の中でもお話ししましたが、どんなものが書き込まれていたのかというのを残しておく、そういう趣旨になっています。記事であるとか、書き込みがどんなところにいつ書かれたのか、それを特定するのに必要な情報をとっておく、というようなことになります。そして消すというのは、削除依頼をする、例えば裁判起すのもそうですし、送信防止措置と云って、法律で決められた手続きをやるということもあります。そういうような色々

な手段があるので、“残して消す”ということを知っておかれたらいいのかな、というふうに思いました。

■生活困窮者への支援の必要性について

渡邊：さて、それですね、ま、ひととおりの法的に難しいところの解説をしてきましたが、まず生活困窮者への支援の必要性について、井崎さんにちょっとお話しをして頂きたいと思いますが、実際、最近、いろんなことをやっけていて、こういう方の支援が必要だなとかについて、最近特にお考えになられていることがあれば教えて頂きたいのですが、いかがでしょうか？

井崎：そうですね、さきほど新保先生からもお話があったとおり、最近、社会的に孤立されている方、ひきこもっている方だったり、いわゆる8050問題の方であったり…、そういった相談があつて、やっぱり社会的孤立から生まれるものなんだと感じているところです。例えば、ひきこもりの方であれば、そちらに出向いて、劇の中でも自宅に伺いますよという話があつたかと思いますが、アウトリーチしての相談であつたり、精神的、身体的に相談に来られない方に出向いて相談することもやっています。さらに、劇中にもあつたとおり、寄り添いながら、生活の立て直しのお手伝いをしますという台詞があつたかと思いますが、尊厳を確保しながら寄り添って、例えば、会社の面接までついで行ったり、行政手続きであつたりとか、法テラスと一緒にいって行ったりとか、一緒に同行しながら、寄り添いながら支援している形でやっていますので、社会的に孤立している方に寄り添っていかなきゃいけないのだなと感じています。

渡邊：ありがとうございます。数字にするのはなかなか難しいのかもしれませんが、実際、出向いて来られる方と相談場所に来られない方といるのだと思いますが、割合として外に出て行って相談するのは感覚としてどのくらいですか？

井崎：一概にこうですよというのは難しいのですが、それは、例えばひきこもっている方であれば、ご家族であつたりとかが相談に来られるので…、相談に行きますよと言っても、ひきこもっている方がまだそういう状況じゃないですよ、ということでご家族から相談を受けているということもあります。だいたい2割くらいはいらっしゃるという感覚はあります。

渡邊：2割くらいはという感覚があるんですね。劇中の大西さんのように、相談に一回来られたけれど、もうこれ以上はいいというケースは、もしかしたら少ないのかなと思ったのですが、逆にご家族から相談が入って、それから出向かれるというケースが比較的あるなということでしょうか。

井崎：そうですね、家族もそうなのですが、地域の民生委員さんからであったり、そういった地域の方々から、地域にこんな人がいるんだけど、と相談があったりして、つながったりするケースがあります。

渡邊：実際のところ、私たちスタッフ弁護士も外に出て行くケースとかあるじゃないですか、横堀先生。どんなケースがあるなと思いますか？

横堀：以外と多いのは、ご高齢で体が動かないのでその方が普段生活しておられる施設であれば施設に伺ったりとかであったり、ご自宅であったりとか普通にあるのですが、体は動けるけれど、公共交通機関に乗ることが出来ないとかのお悩みがある方がいらっしゃる。その方の債務整理をするために、その方が出られる一番近い場所で、最寄りの市役所の相談室とか確保してもらったりとかはあるなと感じています。

渡邊：実際、弁護士もそうやって出張相談とかで外に出向いて行くことを比較的どんどんやってきているのですが、春陽さん、弁護士が外に出ていくイメージって、一般の感覚からするとあんまりなかったですか？

春陽：あんまりないですね。弁護士事務所に行って話を聞いてもらうとか、最近、債務整理のことをよく聞くので、気軽に相談できるけど自分から連絡とらないと、行かないと、というのがマストであるとか思っていたので。弁護士が出向いて行くという印象は全くイメージ無かったですね。

渡邊：そうなんですね。やっぱり知られていないというのが我々あるなというところは思いますよね。佐藤さん、学生さんとかにも、私も学校に行かせていただいて講演とかさせて頂いているのですが、お子さんたちの弁護士に対するイメージとかどんな感じですか？

佐藤：弁護士に対するイメージは…、多分ほとんどないんじゃないかと思います。テレビで出てくる弁護士のイメージとかしかなないんじゃないですか？来て

頂いて話をすると、結構ユーモアを交えて色々お話をして頂くので、すごく身近に感じて、「これから困ったりしたことがあれば相談したいと思います」という感想を述べる生徒がいますので、是非、いろんな学校で法テラスのことを知らせて頂ければと思います。

■法教育の大切さについて

渡邊：ありがとうございます。そういった法教育のこともやらせて頂いているのですが、春陽さん、法教育の言葉とか聞くとどんなものをイメージしますか？

春陽：法教育のイメージは…、三権分立とかじゃないですか、もはや（笑）。社会のレベル、政治経済とか、そういう話と連動してくるのじゃないですか。法教育とか受けたことないです。

渡邊：井崎さん、法教育というワードを聞くとどんなイメージですか？

井崎：私はそんな教育を受けたことがないので、どういうことか？と思ってしまいます。

渡邊：佐藤さん、教育の最前線に立っていらっしゃる佐藤さんのお考えを伺いたいのですが。法教育というと抽象的な言葉なんだと思いますが、子どもに対しても、もちろん大人に対しても法教育というのはこれから必要になってくると思うのですね、特に子どもたちに対してで構いませんが、これから法教育はどんなものが必要になってくるかというところをお考えがあれば教えて頂けますか？

佐藤：私は高校で教えておりますので、そのあと大学に行く子とか上級の学校に行く子もおりますが、そのまま就職する子、社会に出る子とかも非常に多い訳ですので、今度 18 歳で成人年齢になりますよね。そういったこともありますので、こういう法律がありますよ、この法律を犯すとこういう罰がありますよとか…、そういったことが必要です。そういったことを知らないまま社会に出て法を犯す、自分はそういうつもりはないのに法を犯してしまう、そういったことは出来るだけさせないように、学生の中にそういったことを教えるということは必要だと思います。それから、逆に自分自身が被害者になるということも非常に多いので、さっきみたいな話じゃないですけども、そういう事例があ

って、こういう場合には気を付けなさいよ、ということで気を付けさせるという意味での教育といたしますか、そういったものもひとつ法教育として必要なことで実際行われていて、本校でも行っています。

ただ、私はもう少し大きな目で見て、私は、英語の教員なんですけど、これから先、英語の科目、あるいは国語の科目もそうなんですけど、今、大学受験の英語の取り扱いで揉めていますけど、平成14年から新しく学習指導要領が変わりまして、その中では、たぶん、ここにおられるほとんどの方が英語でそんなことやるの？と思われるかもしれませんが、英語でいままでやっていた普通の科目以外に論理、表現という科目が増えまして、それは何かといいますと、ディスカッションやディベート、自分の考えを論理的に述べるということがこれから求められていく。

渡邊：これ日本語でも難しいのに、それを英語でやるんですか？

佐藤：英語でやるかどうかは別にしても、これから先の社会に出ていく子どもにとっては、自分の考えを簡単なイメージだけで語るのではなくて、自分の考えを論理的に話せるように、そういったものは法律というのは違いますが、結局、法律というのは、弁護士さんとかはそうだと思いますが、裁判官にこれはこういう理由でこうですよ、ということを説得していく作業だと思いますが、そういう技術、そういった能力というのはこれからの生徒にも必要になってくるかなと、そういったものも含めて法教育の必要性を感じています。

渡邊：どうもありがとうございます。その論理の授業ですかね、全然想像がつかないなとか思ったりしますが。弁護士とか、法的ないろんな資料とかありますが、そういう仕事をしている者たちが法教育の部分で関わる機会とかどうですか、今後ありそうなイメージでしょうか。

佐藤：今、本校に来て頂いているのは、道徳の授業で、小学校とか高校でも道徳という時間がありますので、そういった時間を利用して来て頂いて話をしてもらっているのですが、それぞれの学校で工夫すればそういう時間がとれると思います。これから法教育は必要なことだと思いますので、是非ご協力をお願いいたします。

■連携の輪をつなげていくために

渡邊：それですね、法教育の話も進んで来たところなんですけど、もうひとつ、今日のテーマとして、つながっていくという、連携の、という話もひとつのテーマになっていたんだと思います。今回の法テラスと千葉県生活自立・仕事相談センターもつながっていくんだということを劇でも描かさせて頂いたということなんですけど、連携の輪をつなげていくために、これから、どんなことをしていったら良くなるのかということ、井崎さんからお考えがあったら教えて下さい。

井崎：そうですね、支援にとって必要なことは、個人に対しての支援は必要なことなのですが、地域社会の仕組みづくりが必要で、先ほど劇であったストーリーの彼なんですけども、彼の強みは、誰かを見守る、とかそういったところであれば、彼は地域で防犯パトロールの活動に参加するとか、そういったつながり方ができれば、そういった地域と連携していくということが今後必要になってくるんだろうと思います。

渡邊：地域に根ざしたところの関係性ですね。色々な選択肢があるんだっていうことに気付いてもらうこともひとつ大切なんだなと思うところです。私達も連携の輪を広げていくということを色々やっていますが、横堀さんの方でこういうことをやっていったらいいなということを教えて頂けますか？

横堀：今、うちの法テラス千葉法律事務所では、各現場で困っておられる方に直接接しておられる福祉の関係者の方たちから連絡を頂いて、法律的なことについて弁護士から一般的なアドバイスをするというような活動をずっと続けてきております。そういうところから実際に法的支援が必要で、弁護士が今すぐ受任しなければならない方について、どういう方がいるかという情報が分かり、受任につながり、法的問題だけではありますが、解決につながるというところがかかなりたくさんありますので、引き続きこの活動は頑張っ続けて行けたらいいなと思います。

渡邊：ありがとうございます。そういった取り組みもしていますので、是非ご活用頂ければというふうに思います。今日色々な法律問題を扱ってきましたけれども、是非ですね、ご自身だけでなく周りの方で、誰か困った人がいるなど

思ったら、すぐに相談してほしいということはメッセージとしてお伝え出来たらと思います。特に千葉市生活自立・仕事相談センターは何でも相談をお受けするということでやっていらっしゃいますので、そういうところには是非つながっていただけるといふふうに思います。

それでは、そろそろ時間になりましたので、今日、ご登壇いただいた皆様どうもありがとうございました。どうぞ皆様盛大な拍手をお願いいたします。

(拍手) — 終了 —